

水力発電設備における電気事業法および電気関係報告規則に基づく工事計画の届出漏れ等一覧

○水力発電設備の電気事業法に基づく工事計画の届出・認可申請漏れ

発電所	実施工事	実施年月	該当法令 ^{※1}
大井 (岐阜県)	中性点リアクトル ^{*1} 取替工事	H5. 1	第47条1項
大井 (岐阜県)	中性点抵抗器 ^{*2} 取替工事	H10. 12	第48条1項

* 1 中性点リアクトル：地絡事故時の地絡電流を抑制するために、変圧器の中性点（星形結線の共通接続点）に設置する設備

* 2 中性点抵抗器：地絡事故時に事故点を除去する保護継電器等を確実に動作させるために変圧器の中性点に設置される設備

○水力発電設備の電気関係報告規則に基づく届出先誤り

発電所	設備	事 象	実施年月	該当法令 ^{※2}
山口 (岐阜)	送風機	騒音規制の指定地域とされ、特定施設の使用について届出を行ったが、届出先を誤っていたもの	H20. 4	第4条第14号

※ 1 電気事業法（現在の条項で記載）

第 4 7 条 1 項

事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

第 4 8 条 1 項

事業用電気工作物の設置又は変更の工事（前条第一項の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（経済産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

※ 2 電気関係報告規則（該当部分について記載）

第 4 条 第 1 4 号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の特定施設に該当する電気工作物を設置する発電所若しくは変電所等の設置の場所が同法の規定により指定された地域となつた場合又は指定地域内に設置される発電所若しくは変電所等の電気工作物が特定施設となつた場合には、その旨を届出なければならない。